

大南農総発第 7-052 号
令和 8 年 3 月 吉日

組合員の皆様へ

大阪南農業協同組合

出資金の払戻しについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、大阪府より、他法令をふまえた、以下のような文書発信がありました。

・減資等の承認および払戻しにあたっては、農協法第 14 条、第 20 条、第 22 条、第 26 条並びに定款の規定に沿った手続とすること。

現在、出資金の払戻し（脱退・減資）については、当組合の所定の手続に沿って進めております。

しかしながら、農業協同組合法第 22 条・第 26 条、当組合の定款による定め、および行政の指導により、減資した事業年度末における財産をもとに、払い戻す金額を定めることとしているため、事業年度末の財産が確定する総代会の終了まで払戻しすることができません。

以上のような状況をふまえ、今後出資金の払戻し（脱退・減資）に係る対応については、お申込みのあった事業年度の翌年度の 6 月末を目途にお支払いいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【農協法】

第 14 条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

② 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

③ 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

④ 組合員は、持分を共有することができない。

第 20 条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によって脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

② 非出資組合の組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

③ 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

④ 第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第十四条第一項及び第二項の規定は適用しない。

第 22 条 出資組合の組合員は、前条第一項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

② 前項の持分は、脱退した事業年度末における当該出資組合の財産によってこれを定める。

第 26 条 出資組合の組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

② 前項の場合には、第二十二條から第二十四條までの規定を準用する。